

越中での幕命採薬使受け入れの実態について —「享保七年 新川郡薬草御用一卷覚留帳」を中心に—

吉野 俊哉

はじめに

幕府は享保年間に、各地で薬草の植生などの情報を収集すると共に、生薬の知識を普及させる意図で幕命の採薬使（以下、採薬使）を全国各地に派遣していた。

享保5年（1720）からの記録が残るこの事業は、以後15年にわたり毎年続けられた。一回の派遣期間は数日間のものから半年近くを掛けた長期にわたるものまであり、また派遣地域は蝦夷、松前から伊勢紀伊までの広範囲に及んだ¹⁾。採薬使には、幕府による直接的な民情視察や情報収集の側面もあったので、派遣先となった各藩や代官所では、江戸で幕府勘定奉行からの申し渡しを受けたのち、領内にあっては縦の支配組織を使って、大規模かつ慎重にその受け入れの任に当たっていた。

越中へは、享保7年（1722）と16年（1731）の2度派遣された記録があるが、『富山県史』をはじめとする県内の市町村史などにもその記述や関連史料文書の収載がなかったため、採薬使の越中での行動や受け入れの実態はよく分からないままであった。

筆者はこれまで、近世越中での本草学受容とその展開の実態について調査を進める中で、立山山域を中心とした採薬使による薬草見分の跡を、留帳等の

複数の史料からたどって紹介してきた²⁾。そこからは、大掛かりな人や物の動きがあったことは見えても、具体像が見えず、採薬が行われた場所や、行程、採集した薬草の移送などの細部には疑問点が残るものであった。

今回、浮田家文書「享保七年 新川郡薬草御用一卷覚留帳」³⁾（以下、「本史料」）閲覧の機会を得たが、これには、受け入れ側の準備に関する新たな具体的内容の他、立山山域での薬草見分の行程について興味深い記述が見られた。立山山中を含む新川郡以外の地域で薬草見分が行われた可能性を示す内容と、採薬使受け入れに対する加賀藩の関わりを示唆する点などである。

そこで、次章に享保7年の採薬使派遣の手順や越中での行動に関し、これまでに明らかになっている内容に「本史料」の記述を補い、採薬使を受け入れた側の視点から実態を考察するとともに、「本史料」によって明らかになった点を整理する。さらに「本史料」全文の翻刻を掲載する。

なお次章以下、小論本文中へ「本史料」を引用する際には、史料名を略し【丁a/b】で、丁数と記載面のみ示した。

1. 諸史料に見る採薬使の派遣と活動の実態

1-1. 採薬使派遣の手順

はじめに、管見する複数の史料をもとに、派遣に至る手順を整理する。

ここでは、美濃養老郡一帯での薬草見分に関する

記載がある『丹羽正伯薬草見分留帳』⁴⁾（以下、「見分留帳」）と、越中での薬草見分を記載する『享保七歳 薬草御用一卷留』⁵⁾（以下、「一卷留」）、及び『為覚通聞記』⁶⁾（以下、「通聞記」）との比較から明

らかになったこと⁹⁾を中心に、「本史料」の記載を補足する。

その他に、この享保7年の採葉使派遣を記録する『佐渡年代記』¹⁰⁾(以下、「年代記」)『国事叢記』¹¹⁾(以下、「叢記」)、近江への派遣申し渡しを記載した『日本財政経済史料』(以下、「財経史料」)に所収の史料¹⁰⁾を必要に応じて比較、補足のために引用する。

1-1-1. 派遣先への申し渡し

派遣先は、幕府からは勘定奉行が連名で発した書付によって、派遣先を領する藩の江戸留守居らへ伝えられる。これはこの年に限らず享保16年、その他の場合でも同様¹¹⁾で、これが一般的な定式であったと考えられる。

書付には派遣予定の日時は書かれておらず、採葉使の名前、薬草見分を目的とすること、薬草見習人、案内に付く者の人数などの他、薬草見分に廻る場所の名前を、ひとつ書きで列記し、「～を廻り罷帰候積り」のような言葉で一連の行程を結んでいる。

これを幕府からの正式な申し渡しとするようだが、実際にはそれに先だって、派遣先を領する藩の江戸留守居、聞番、代官手代などが採葉使派遣の責任者である丹羽正伯の私邸に集められ、具体的指図の覚書、薬草見分に廻る国の順を記した書付が示されている。その場にはこれから出発する採葉使ら自身も参加しており、口頭でも補足的な指図が行われた。集められた留守居らはそれらを筆記して国元へ伝えている。薬草見分を行う場所や行程については、その時点で予定されているものが詳細な注意点などとともに示されているが、具体的な日程と最終的な採葉地についての委細は、後から知らされるものであった。

各藩ではこの書付の内容を郡奉行、名主肝煎などを通して末端まで伝えて実務に当たさせた。そして、薬草見分が行われた後には採葉使の領内での言動、案内人がどこを案内し、何を訊かれ、それにどう答

えたのかを藩に報告させている¹²⁾。

この、派遣先の領主、代官などへの申し渡しは、個別に、日を変えて行われた。しかも、指図された採葉場所の情報は、同一のものとは限らなかったようである。

具体的には、「見分留帳」に見える勘定奉行から美濃郡代辻甚太郎宛書付の日付は6月3日、それに先立つ正伯私邸での指図が行われたのは5月25日。加賀藩に対してのそれは「本史料」によると、勘定奉行から加賀藩聞番沢田源大夫(以下、聞番)へ宛てた書付の日付が6月4日、同じく正伯私邸での指図が行われたのは5月26日であった。近江方面の薬草見分に関する「財経史料」には、勘定奉行からの書付の日付は6月2日¹³⁾とある。但し、正伯私邸で指図を受けた日付は書かれていない。

聞番が、正伯私邸で5月26日に口頭で指図された内容を記録には、「委細之義肥後守殿御存無之故与存候、此方¹⁴⁾御指図申入候段も、可申達候御領主様方¹⁵⁾統¹⁶⁾此趣申談候由、正伯老被申聞候ノ一御当地(※江戸一筆者)何日頃發出被成候事承合候処、未日限相極不申候、今日之通脇々御留守居方朝晩¹⁷⁾拾三人宛程申談候、左候¹⁸⁾ハ二三日も懸申候先ハノ来月(※6月一筆者)上旬頃¹⁹⁾も可有御座候、」【10丁a、b】とある。

薬草見分に廻る先々を領する藩の江戸留守居や、代官所手代などへの説明には、朝晩に13人程ずつでも2～3日かかるというのは、全体に相当に大規模な行程を思わせる。また、詳細な指図はすべて丹羽正伯に委ねられていたことの証左とも受け取れる。

1-2. 採葉予定の場所

幕府から示された薬草見分予定場所があとから追加されている具体的な事例をもとに検討する。

「見分留帳」に記された、美濃郡代に宛てた6月3日付の申し渡しに示された採葉へ向かう行程を整理すると次のようになる。

上州 厩橋辺 沼田辺 三国辺

↓

越後 長岡辺

↓

越後 村松辺 村上 芝田 新潟 出雲崎辺 高田辺

↓ ↓

越中 富山

↓

飛騨 高山

↓

越前 勝山辺 大野辺 福井辺

↓

近江 柳ヶ瀬辺

↓ ↓

美濃路ヨリ信濃飯田懸り駿州、遠州出見分罷帰申候積り

それに対して、加賀聞番沢田源太夫に6月4日付
 けで勘定奉行から伝えられた行程を、【1丁 a/b】
 を元に整理すると次のようになる。

上野 厩橋領之内 沼田領之内 三国通之内

↓

越後 長岡領之内 村松領之内 村上領之内
 芝田領之内 新潟辺 出雲崎辺

↓

佐渡

↓

越後 柏崎辺 高田領之内

↓

越中 富山領乃内

↓

飛騨 高山領之内

↓

越前 勝山領之内 大野領之内 福井領之内

↓

近江 柳ヶ瀬領之内

↓

右之道相通り、夫方美濃路、信濃飯田、江通り
 駿州、遠州出見分罷帰候積り

後者には佐渡、柏崎での採葉予定が加えられてい
 ることがわかる。指図の中にはその理由は述べられ
 ていないが、申し渡しの日の違いは、派遣先に対し
 て予め意図的に部分的な違いを持たせたとも、後にな
 って急遽修正が加えられたとも見ることも出来る。も
 っとも、場所や予定到着日時の変更などの委細は、出
 発後にも丹羽正伯の指図で、状況に応じて派遣先を
 領する役所へ伝えられているので、ここから派遣全
 体への影響までは読み取れない。この書付では、「見
 分之場所大概件如候、書面之所々而、案内人足併
 葉草見習之者右斗付之通差遣候様可相心得候、
委細ハ近辺向国々御代官方支配之所々へ申付候」
 【1丁 b】（下線は筆者）とあるように、形式的な
 指図に留められている。

同様の点は、正伯私邸での加賀藩に対する5月2
 6日の指図では、
 「江戸方

上野 前橋 沼田 三国辺

越後 長岡 村田 子つか関¹⁴⁾ 柴田 新潟
 出雲崎

佐渡

越後 松崎 高田

越中 富山

飛騨 高山

越前 勝山 大野 福井

柳ヶ瀬

美濃路より 飯田江通り遠州へ出罷帰申候」

【13丁 a、14丁 b】

とある。〈越後〉が2回記されているのは、恐らく
 越後から佐渡へ渡り¹⁵⁾ 再び越後へ戻って葉草見分
 を行う行程を示したものであろう。

そして採葉使が江戸を出発した後の指図では、派
 遣先の宿や村の間屋、年寄、名主などへ当初の申し
 渡しよりも詳細な葉草見分場所を伝えている。新川

郡奉行が藩の算用場宛に6月26日付で報告したのは、次の場所である。

〔板橋方

板橋 沼田 三国通 越後長岡 村松 村上
 芝田 新潟 出雲崎 佐渡国 越後柏崎 高田
越中富山 飛騨高山 越前勝山 大野 福井
近江柳ヶ瀬 本曾大垣 信濃飯田 歌州井川山道
近江浜松〕

【2丁a】

事前に正伯私邸で5月26日に伝えられていた行程では、「近江柳ヶ瀬→美濃路→駿州遠州」へ廻るとあったが、ここでは具体的な採薬場所を「大垣、飯田、井川山道、浜松」と示している。派遣先への、このような後からの指示は、採薬使の派遣の後を追う上では注意しておく必要がある。

1-3. 採薬日程と遅延

採薬使が江戸を出発したのは6月5日であった。5月25日に美濃郡代手代が、江戸の正伯私邸での指図を記録した6月6日付の覚書には、「一弟子衆四人当月（※6月を指す一筆者）五日=当地出立、国々相廻り、美濃国へは多分八月中にて可有之由被申候」（「見分留帳」^{16）}）とある。

実際に採薬使が越中へ来たのは8月下旬、2組に分かれて8月20日（野呂、長井）と22日（夏井、本賀、玉置）にそれぞれ泊り町へ到着している。後述する玉置は、夏井、本賀と行動を共にしており、合流して泊り町へ着いたと見られる。

聞番からの情報をもとに、6月27日付で算用場から領内各地の奉行宛に出された指図の中では「一右弟子中越後方八月上旬=罷越管之由=候間、来月=至候ハハ、越後へ新川之者ノ内指遣、様子為承合可被候事」【6丁a】とあったのだが、実際は到着には20日ほどの遅れが出ていたことがわかる。

「通聞記」ではこの事実を、「此人々参候事兼_二御触_一=候間、諸郡の見習人夫々役付相改五月方毎日の取沙汰なり、此御郡も兼_二相待八月四日=皆泊り相

詰候」とする。5月26日の正伯私邸での指図には「大形ハ八月上旬頃越中へ可被罷越哉」とあったわけだから、ずっと受け入れ準備を整えると共に、ひたすら到着を待っていた様子が伺える。

1-4. 採薬使の出迎えとその接遇

派遣先で採薬使を正装で出迎えさせる指図は、幕府の権威を踏まえ、公儀の使者に対する立場を考えたときに儀式的意味を持つだろう。「見分留帳」、「本史料」いずれにも、その指示が見られる。

「一葉草見分衆其筋へ被参候ハ、庄屋老人・人足老人牧田境迄罷出候様=、庄屋ハも、引・羽織=上帯仕、脇指も無用之由被申渡候由、右ハ江戸より之御触_二候ハ、御触書拜見之上、其通_二可被申渡候」（「見分留帳」^{17）}）

「一弟子中御領国_二罷越候時分ハ、御領境迄其組之支配ノ十村老人、山廻老人、所ノ肝煎老人、迎_二出各 方右之ものを以挨拶可被申入事」【5丁b】

「一宿々肝煎ハ袴羽織_二指出可被申候、肝煎ハ村境迄、宿主ハ町場迄指出可被申、但宿主ハ上下着用いたさせ可被申候」【6丁a】

この他「本史料」を含め、管見する史料には採薬使に対して「御馳走がましきことは無用」が繰り返して記されるのは、実務的な採薬使派遣の性格を表すものであろう。5月26日の正伯私邸での指図の際その理由を、勘定奉行駒木根肥後守が、「御領主様方御馳走ケ間鋪義ハ簡_二罷成管_一=御座候、弥以此義も猶更各_二申談候、御馳走等在之大勢御役人方等被出候得ハ、夫々へ御挨拶申義も滞懸御用指圖申候」【9丁b】と述べているのも実務的で興味深い。

また「本史料」で、「一御馳走ハ無之管_二候へ_一、村々=有合之物をと申候得而ハ、浦方宿之外ハ塩物等も無之所も可在之候間、不手寄成村々へハ右之類少々宛用意いたし置候様_二可被申付事」【5丁a、b】とある点が、意図に沿った接遇の実際の様子をよく伝えているように思われる。

但し、「見分留帳」には美濃国多良村に來た代官

○準備した資材

薬草見分では、移送を前提として根ごと掘取り、根に土を付けたまま菰や藁で包み人足を使って運び出し、駒場や小石川の薬園に移植することを目的の1つとしていた。そのために薬草を輸送する様々な準備が注意深く指図されていた。このことが、活動に携わる人数や物資を増やすこととなり、全体として規模を大きくしていたとも見える。「一卷留」や「見分留帳」の記述を見ても、薬草見分を行う各地でそのような資材が大量に用意されていたことがわかる。しかも指図されていた種類、規格はほとんど同じものである。

「本史料」から主要なものを挙げることで、各地で行われた薬草見分に必要な資材の種類や規格は概ね把握できる。

〈書状箱〉

「壹貳通入之書状筥 拾五六斗」

「但薬草入申籠并に書状箱作り申候ハハ、段々送り可被申候」【4丁b】

書状を入れる箱を2種類(一通入、二通入)を作って用意することが、各地で指図されている。

〈油紙・青縄〉など

「唐油紙・青縄等右順致用意置、若不足いたし可申様子候ハハ段々可被申付事」【4丁b】

〈籠・目籠〉など

「薬草入申籠并指札之義、支配之山々手寄、五つ宛ハ致用意籠之内敷又ハ目覆等仕候、琉球御座右順致用意置申様可被申渡候」【4丁b】

「籠寸方ハ指渡貳尺四方斗、深サ一尺四方手付、長サは三尺余程、目覆ヲ作籠之内敷物も里うき御座御用意可被成候、軽キ薬草ハ棒を通し両方結付かさ拵させ申候重キハ兩人仕丹ない申候随分籠ハ軽ハ籠相可被仰付候」【11丁b、12丁a】

「目籠、是ハ山薬草取当被入候ため十五六用意可得申付候」【15丁a】

〈木札〉類

「右之籠指入申候板之長サ壹尺斗幅三寸斗右之

籠数本と可被仰付候」【12丁a】

「建絵荷板/小板札」【15丁a】

札に用いる板の長さは数種類あり、「見分留帳」には複数種類の札を作る指図がある。

〈藁〉

「藁 薬草包候付用ひ申由之御用意可被申付候、藁其所々無之も有之所方兼取寄置可被申候」

【15丁a】

○採集した薬草の移送

薬草見分には大量の木札、絵札などが持ち込まれ、採薬使が薬草見習人を前にして、その場で固定し薬草には札を付けていたようである。

毎年各地の行う薬草見分では、江戸の薬園へ運んで試験栽培する薬種の選択が重要であったと思われる。新種や異種の薬草の搜索も目的であれば、現実的には採薬使がその場では見分けが付かないもの、或いは薬草の地元での名称と一般名が一致していないなどの事情で、採薬地で一旦集め、地元の薬種に詳しい本草学者らに尋ねなければならない場合も想定される。山中で掘り出した薬草の梱包や移送に大量の資材を用意させたのは、採集した薬草の多くは一旦山から運び出し宿場などに集め、必要に応じて人足や馬を手配して江戸へ運び、最終的には薬園管理に関係する幕府の本草学者らの判断も加えて、薬園へ移植したのではないかと考えられる。そのため、採集した薬草はどれも大切に扱われ、必要な指図は自ずと詳細になっていったのだろう。「本史料」でも移送の指図に関する箇所は多い。

「一山奥薬草掘出申候節、薬草より早速土つけ、目覆等仕事有之候、右之薬草等入申候籠向寄々ノ御代官所方出申候」【11丁b】

「一薬草入申籠棒を通し荷申付、右籠ノ手取を至極丈夫可取申付、直々其籠共江戸へ参申時分籠道中破損いたし、薬草損し候大切成義候条能々念を入可被申付事」【14丁b】

「一御領分ノ内掘出薬草、江戸へ指越時分宿

継人足^二越後市振迄被指遣、関所問屋迄為持届、寄問屋庄屋等之内方薬草入申籠、何荷受取候由之手形。取様^三可被申付候、且又富山方薬草指越御領分之宿々等^二受取候手形取可申与申候」

【15丁a】

「一薬草持人足ハ宿継^二才領ハ江戸迄直々罷越申義可有之此段御代官手代并弟子中^三相尋才領老人^二付二人^一而指図候并可相副候事」【15丁b】

小石川薬園の移植薬種の記録には、採葉使の成果との関連するものもあるが¹⁹⁾、享保7年の採葉で採集された薬種を移植した明確な記録ではない。毎年行われた薬草見分によって各地から江戸へ運ばれた薬種の取り扱いについては、今後の研究の進捗を待たねばならない。

1-5-3. 新川郡以外での薬草見分

奥山廻役が案内人となっている点や、これまで管見する史料が新川郡での薬草見分についてのみ記したものだことから、薬草見分は立山や黒部を中心とした新川郡だけで行われたものと考えていたが、「本史料」には新川郡だけではなく、射水郡、砺波郡を含めた46か村が薬草見分けの予定地として記されており、越中の加賀藩領全体での薬草見分が予定されていたことがわかった。これらの村々で行われた薬草見分の具体的な記録は不明であるが、「一薬草持候人足表通し人足^二指出候様^一御代官手代等申義^三可有之候条、兼^二岩瀬、小杉等^一用意被申付、夫々指圖不申様^三可被相心得、右道中役銀等ハ左之銀子ノ内右可相渡事」【16丁a】などの準備は、これらの地域で薬草見分が行われたことを示唆する。新川郡同様の準備や手順が進められたのと思われるが、射水郡や砺波郡の村に残る未見の文書の中に、医王山などでの薬草見分の具体的な関連を示す部分の存在が予想される。

1-5-4. 「領内での薬草見分」への加賀藩の関心

「本史料」の中で加賀藩に仕えた本草学者内山覚

仲や稲若水の名前が見られる点に、この採葉使の薬草見分と加賀藩の産物政策との関連が見えるのではないかと考える。

採葉使を受け入れる諸準備を実務的に進めることとは別に、藩としては領内での幕府による薬草見分をどのような見ていたのかは、興味深い問題である。

本草学に関心が高い前田綱紀（松雲公）の時代であったことや、物産振興の流れを踏まえ、比較的早い時期に領内の薬草調査が行われていたと考ええると、採葉使による薬草見分の成果への関心もまた高かったのではないかと見る。また、採葉使派遣の中心であった丹羽正伯も、実際に採葉に訪れた野呂元丈も学系からは加賀藩の本草学者稲若水の弟子であったことに少なからぬ関連を感じさせる。

今回の薬草見分に関して、加賀藩と採葉を結び付ける手がかりとなるのは次の2つの点である。

1つは、「本史料」で内山覚仲、稲若水の名前が挙がっていた部分の記述から、採葉使は加賀藩の物産政策に関してある程度は知っていたのではないかとと思われる点である。

5月26日に江戸の正伯私邸で聞番が指図を受けた内容に「右新川郡、砺波郡、射水郡村々領之山野^二諸々方黄連在之掘候由、所之もの申事外薬種在之山^一御座候旨、内山覚^三申候間、今般正伯老弟子罷越候時分相尋候者、右山野致案内候様^二可被申付事」【3丁b/4丁a】とするものがある。

これは、正伯が内山覚仲から聞いていた「越中国内での薬種に関する情報」を背景にした指示のようなものである。ここで具体的に挙げられた「黄連」は、この頃には「加賀黄連」として品質が全国にも知れ渡る薬種であった。同時に、それが加賀よりも越中で産出していることも当時から情報として知られていた。黄連だけではなく、その他の薬種がある山々もあわせて案内させ、薬草見分を行いたいとする意が読み取れる。

ここで、加賀と黄連の関係について付言しておく。加賀産黄連の品質の高さについて書かれた本草書が

現れるのが元禄の前後である。まず、『図解本草』(1685)に「今日本出_二加州者_一撃有_二声心深黄堅実勝_二異国_一出_二羽州庄内者_一亦次_レ之」と記されているのが早いものである。これが、加賀藩が独自に領内での薬草調査を行った記録が残る時期とほぼ同じことにも注目しておく必要があるだろう。現存する加賀藩で最も古い調査記録は貞享2年(1685)のもので、加賀藩医3名が産出する薬種を国ごとに記した『加能越所産薬種考』²⁰⁾の中で、黄連については、加賀藩医坂井泰順が同書「艸部」に「加州／能州／越中」で産出することを記録している。また、越中産の黄連については「上品他国へも出申由申候」と書き添えている²¹⁾。

同時代以降の実用的本草書『用薬須知』(享保11(1726)年)²²⁾、「本堂薬選」(享保15(1730)年)²³⁾などに加賀黄連の品質が特記され、その質の高さが定評となっている。産物政策的には成果を上げている事例と言えるだろう²⁴⁾。

一方で、稲若水は『炮炙全書』(元禄5(1692)年)では加賀産の黄連には触れておらず、加賀産の生薬では、「人參」について「加賀州白山産一種艸土人謂之人參其根大如指許気味如当帰俱雖非人參」と記しているに過ぎない。

次に「本史料」で稲若水の名前が挙がる記述は、「高田方越中富山罷通可申候、加州山ハ私師匠稲若水御家人_ニ御座候得ハ、加州辺之山よりハ薬草出申_ニ付見分不仕候、白山_江ハ越前より懸り様子次第_ニ見分仕答_ニ御座候由」【10丁b】である。

加賀藩には、丹羽や野呂の師である稲若水が住んでいる。その本草の見識を念頭に、加州の山から産出する薬草の種類や有無について若水を通して知識を得ており、この時は見分の必要性は低いと考えた行動とも見られる。或いは、師への遠慮があったのかも知れない。

白山への採薬登山は、当時の白山禅定の路程を考えると、越前側からの入山が妥当な路と考えられるので、敢えて加賀からの路を外したとは思われない。

越前側から入山し、美濃へ抜けた採薬の行程から、この年の採薬では白山の薬草に比べて立山全体の山域での見分を重視していたと考えられる。

もう1つは、この享保7年の薬草見分で描かれた薬草絵形を後日にまとめた『越中物産記』²⁵⁾の存在である。これは後に『松雲公御手澤遺書』として合本されて現存する。ここに、藩主綱紀の意図を強く感じさせるとともに、採薬使による薬草見分を注視し、その結果を利用する考えがあったと推測する。

『越中物産記』にまとめられた16種の薬草絵形は、「御医師様方薬草／絵形_ニ被仰付候写」(以下、「被仰付候写」)と題する10種類、「御医師様方絵形／被仰付候外薬草絵形」(以下、「被仰付候外」)と題する6種類とに区別されている。

「被仰付候写」は採薬使が直接見分けた薬草を記録した絵の模写であり、おそらくこの中に江戸へ送られたものがあつたと思われる。また「被仰付候外」は、採薬使が直接見分をした以外の薬草で、内山覚仲が同定した²⁶⁾内容が書き添えられているところに特徴がある。この「被仰付候写」の模写を数種類作らせていることから、加賀藩がこの機会と採薬使による薬草見分の成果を利用する意図があつたと考えられる。「被仰付候外」の存在は、内山覚仲ら藩の本草学者が結果をまとめ、それまで自領での調査結果と併せて、採薬使による領内での薬草見分の機会とその成果を積極的に利用したものと思われる。これ以降も、加賀藩は享保年間から元文にかけて何回も自藩領内の薬草調査を行っており、藩の本草学者内山覚仲や稲新助らはその結果をまとめている²⁷⁾。それらの結果もまた、藩の産物政策、薬草の流通に際しても利用されたものと考えられる。

1-5-5. 採薬使「玉置良順」の存在

越中で薬草見分を行った採薬使は5人であつた。これは「通問記」と「一卷留」に書かれていることで、幕府勘定奉行の書付や丹羽正伯の覚書にある4人に「玉置良順」の名前が加わっているからである。

しかし、越中以外ので事例を記した「見分留帳」「叢記」「財經史料」ではもちろんのこと、越中へ来る直前に佐渡での見分を記録した「年代記」にも玉置の名前の記載がない²⁸⁾。また、丹羽正伯から玉置について追って指図があった記録もない。

史料の記載を突き合わせると、加賀藩が郡役所などを通して現場での直接の準備に関する部分の文書のみ採葉使5人と記されていることから、玉置良順が幕府から直接派遣された者ではなく加賀藩に重用される本草家、或いは藩医などの可能性が考えられるが、「本史料」にもそれを具体的に明らかにする内容はなかった。ただ、玉置の身分的な立場との因果関係は不明だが、越後から越中での玉置の行動パターンでは、「野呂と長井」、「本賀、夏井、玉置」の2組に分かれての行動が多く見られた。

採葉先では、採葉使に「薬草見習人」を付けることを義務づけ²⁹⁾、しかもその人数を過不足無く厳重に定めていたのは諸史料にあるとおりである。行程を細かく辿れば、一定の地域内、恐らくは同行した道案内人が担当する区域内であれば、分かれての行動は例外的ではなかったと思われる。見分の効率を考え、必ず採葉使1人につき道案内1名、薬草見習1人が付くことを決めていたからである。

玉置を含めて、初めから「採葉使5人」だったと見てしまうと、採葉使1人に対して見習人が1人ずつ準備されていたので、薬草見習も5人と考えてしまうが、この人数は本来幕府から派遣された4人に対して、途中で病気などで欠けた際の補欠を予め1名を加えた5人を準備した数と見るべきなのではないかと考える。本来は「薬草見習之者兼取極置候者之内故障有之時分のため二三人もかけかへもの申付可被置候山江入申時分ハ弟子江申談指加可被下事」【14丁b】とあるように、交替のための要員は必ず確保されていたからである。

「一卷留」では「米田村勘左衛門／東尾崎村二郎左衛門／中市村三郎右衛門／中ノ嶋村五右衛門／大家庄村孫兵衛」の5人を薬草見習人に決めた上で

「但立山迄之時ハ孫兵衛指除、下金剛寺村宗右衛門罷出申はつ」とあるように、この時には結局6人が薬草見習人として役を果たしていたことがわかる。見習人には相応の予備知識や経験も必要であろうから、5人の採葉使と知らされた時点で、予め補欠を加え6人を準備していたと推測される。

1-5-6. 採葉使が通過した富山藩での対応

享保7年には富山町では触書が出され、城下に採葉使が来るに当たっての諸注意が示されている。

富山藩領では、実際に薬草の見分は行われず、採葉使は通過するだけであったようだが、公儀役人である採葉使への気遣いが具体的によく分かるもので、『町吟味所御触書』³⁰⁾からは、享保16年の採葉使派遣の際にも、ほとんど同じ内容の御触書が出されていたこともわかる。

享保7年8月に出された「薬草家巡回につき心得方申渡書」は10箇条から成るが、その中から直接採葉使に対する接し方が示されたものを挙げる。

「一当町旅人薬草衆御廻し前後所々様子相尋候之もの之候ハハ町人之義ニ候へ者不存候由可申事」

「一薬草衆御家来町方へ罷出諸事尋とも細成儀不及由可事」

「一宿仕もの其外何れニ而も不礼不致成ほど可致尊敬事」

「一薬草衆御通之時分見物人無之勿論覘候儀堅無用ニ可被申付候」

採葉使から訊かれたことには要らないことは答えないこと、城下へ来た採葉使に失礼なことはしないことの2点が基本的姿勢とわかるとともに、幕府と宗藩にも気を遣う藩の立場が見えてくるものであろう。

1-5-7. 立山山中での詳細な宿泊場所の記録

5人の採薬使たちが越中へ着く日時は違い、薬草見分の行程もほとんど分団で行われた。このうち野呂元丈と長井丈庵の立山山中での行動について具体的にわかった部分がある。

「本史料」からわかる、この2人の到着から富山町へ至るまでの行程は次のように整理できる。

○越中来訪から富山町までの行程

※ [] 内に「通聞記」からわかる採薬使（本賀、夏井、玉置）の行程を入れる。

8月20日	野呂元丈、長井丈庵が越後から越中（新川郡泊り町）へ到着。
22日	[夏井松玄、本賀徳運、玉置良順が越後から越中新川郡泊り町へ到着。]
～24日	泊り町に逗留。
25日	泊り町を出発して三日市村で昼休。往還の道筋で薬草を掘らせたが、何という薬草か分からなかった。
26日	岩嶺寺で昼休。そこから芦嶺寺へ向かい、芦嶺寺で宿泊。その道筋の所々で薬草を掘らせた。[泊り町出発、魚津宿泊]
27日	芦嶺寺から立山へ登る。鏡石小屋で宿泊。その道筋の所々で薬草を掘らせた。
28日	長井丈庵は芦嶺寺へ帰り、野呂元丈だけが室堂まで登り、その後地獄谷を廻って桑谷小屋で宿泊。その道筋の所々で薬草を掘らせた。
29日	桑谷小屋から芦嶺寺まで帰り、称名川橋へ立寄った。十衛門が坂まで迎えに来た。その道筋の所々で薬草を掘らせた。
9月2日	芦嶺寺を出発し、岩嶺寺をから新庄西道を通り富山町へ行った。但し、採薬使の2名の行動なのか、善右衛門だけだったのかは不明 ³¹⁾ 。

岩嶺寺から芦嶺寺→立山への行程では、「通聞記」の記載から、野呂元丈と長井丈庵の2人が立山へ登ったことがわかっていたが、「本史料」からは、野呂元丈だけが地獄谷まで行き、長井丈庵は鏡石まで行き、そこからは芦嶺寺へ引き返していたこと。また、2人とも雄山までは登っていなかったこともわかる。室堂から上の山域での植生を考え、採薬の必要を認めなかったとも見える。

「通聞記」で「立山御泊」とあった記述は、「本史料」では、岩嶺寺で昼休憩の後芦嶺寺へ向かうという行程、桑谷小屋、鏡石小屋で泊まったことが記される。ただ、「桑谷」や「鏡石」には常設する山小屋の施設はなく、「本史料」にあるような「仮小屋」を作ったの宿泊だったことを窺わせる。これらはその事柄が記載できる立場で採薬使に接していないと書けない部分である。

2. 「本史料」の翻刻

2-1. 「本史料」について

太田本郷村（現 富山市太田南町）の浮田家に伝わるの文書の中の1つで、20丁の帳冊である。

浮田家は、宗兵衛が元禄6年（1693）に加賀藩山廻役に任命され、享保元年（1716）からは善右衛門が山廻役に奥山廻役を兼帯した、新川郡では最も継続的に世襲的に山廻役を務めた家である³²⁾。「本史料」は、この享保7年の越中での葉草見分で、西水橋村勘左衛門とともに山案内才許の役付きで加わっている善右衛門が記録した留帳である。享保7年の越中での採葉使に関する他の史料と比較すると、記録した者の立場の違いで記述の中心となる事柄に差が見られるが、「本史料」からは、藩政の末端で、幕府から出された葉草見分の準備と全体の流れと人足や物資の移動といった後方支援態勢が比較的広くよくわかる。また、山中での葉草見分の指図に加えて、用具の規格や葉草の移送についての詳細な指示が記録されている点が興味深い。

2-2. 「本史料」翻刻文

凡例

- ・ 一行の字詰めは、原文に合わせた。
- ・ 読点は筆者が振った。
- ・ 判読不明の字は□で示した。
- ・ 旧字、異体字は必要に応じて常用漢字に直した。
- ・ 頁の表示は1丁の右面をa、左面をbとし、【 】内に示した。小論本文への翻刻文引用の際は、この頁を入れた。

【表紙】

享保七年 新川郡
葉草御用一卷覚留帳
寅六月 太田本郷
善右衛門印

【裏白】

【1丁a】

此度葉草見分就、御用罷越候者

野呂元丈 夏井松玄

本賀徳連 長井丈庵

一見分之場所案内人足一日=四人

一葉草見習之者一領=五人

見分之場所

一上野 巖橋領之内 一同沼田領之内

一同三国通之内 一越後長岡領之内

一同村松領之内 一同村上領之内

一同芝田領之内 一同新潟辺

一同出雲崎辺 一佐渡

【1丁b】

一越後 柏崎辺 一同高田領之内

一越中 富山領乃内 一飛騨 高山領之内

一越前 勝山領之内 一同大野領之内

一同福井領之内 一近江 柳ヶ瀬領之内

右之道相通り、夫方美濃路 信濃飯田 通り駿州遠州 正出、
致見分罷帰候積り

一見分之場所大概件如=候、書面之所々=案内人足併葉草
見習之者右斗付之通差遣候様=可相心得候、委細ハ近
辺向国々御代官方支配之所々へ申付候間、其格を以
招迎方=も無滞様=可仕候、右之趣御代官方村次々可申達候
間、其旨相心得無手間様=可仕者也

寅六月四日

辻六郎左衛門印

【2丁a】

杉 弥太郎印

就御用無加印 萩 源左衛門

駒 肥後守印

水 伯耆守印

寛 播磨守印

大 下野守印

板橋方

巖橋 沼田 三国通 越後長岡 村松 村上

芝田 新潟 出雲崎 佐渡国 越後柏崎 高田

越中 富山 飛騨 高山 越前 勝山 大野 福井 近江 柳ヶ瀬

美濃 大垣 信濃 飯田 駿州 井川山道 遠江 浜松

右道中筋

【2丁b】

宿々 間屋

年寄

村々 間屋

年寄

右無滞相廻之留りより可相返候以上
今般、葉草見分就御用醫師野呂元丈、本賀徳運、
夏井松玄、長井丈庵、江戸方罷越候義ニ付、公義御役人
中方道中筋宿々村々間屋年寄名主共へ之紙而到来=
付、滑川方本紙ハ富山へ遺写出し申候ニ付、二通致進上候
以上
六月廿六日

齊藤
松田

【3丁a】

葉草見分御用之義ニ付、御算用場方
廻状致到来候、依之可申渡御用在之候
条、来月二日多役屋鋪迄朝五つ半頃
可罷出候以上
寅 六月廿九日 齊藤市之丞
松田佐兵衛
宅助重衛門
猶々以名代ニハ不能出候間、自不可罷出候以上

【3丁b】

今般従
公義諸国山々初見分、丹羽正伯老弟子相廻
候ニ付、沢田源太夫承合候趣を以致詮義、夫々
用意等之義左ニ相記也
一 四拾六ヶ村 村名別紙ニ記申候
右新川郡、砺波郡、射水郡村々領之山野ニ
諸々方黄蓮在之掘出候由、所之もの申事
外葉種在之山ニ御座候旨、内山覚中も申候
間、今般正伯老弟子罷越候時分相尋候

【4丁a】

者、右山野致案内候様ニ可被申付事
一正伯老弟子、阿なた方何之山を相尋可
も兼而知不申ニ付、支配之山十村一組切
案内之者四人葉草見分之もの十村
一組ニ五人宛ハ入申間鋪候へ、何之山ニ入可申
も知不申ニ付、先右候通可被相心得候事
但右弟子中掘出候葉種共、見習之もの、
あら方ニも掘置指札等仕置重、江戸より
葉草御用申来候時分指間不申様ニ仕可然
存候左候へは見覚候百姓之義ハ軽キ百姓ニテハ

【4丁b】

如何敷候間相應之者撰兼ニ相極置候被申候
一葉草入申籠并指札之義、支配之山々手寄、
五つ宛ハ致用意籠之内敷又ハ目覆等ニ仕候、
琉球御座ニ右ニ順致用意置申様ニ可被申渡候
忒忒通入之書状筒拾五六斗、唐油紙青

籠等も右順致用意置、若不足いたし可申様子ニ
候ハハ、段々可被申付事
但葉草入申籠并に書状箱作り申候ハハ、
段々ニ送り可被申候

【5丁a】

一旅宿之義宿方在方ニ無限、見分之山々
手寄之所ニ四軒宛用意仕候様ニ可被申付事
一山中人家無之所ニ一宿仕時分、くい木竹等
取集小屋懸、敷物ハ蓑二編、緑取忒編為
敷屋ねハ管ニ漏、雨漏不申様仕、四方之囲も吉
藤等を用可申候、阿なた之者上下罷在候小屋
忒つ、こなた之もの罷在候小屋忒つ以上三つ
かけさせ可被申候、尤食事等相認候、道具等
間不申様ニ少し用意可被申付事
一御馳走ハ無之管ニ候へ、村々ニ有合之物をと申候

【5丁b】

得ハ、浦方宿之外ハ塩物等も無之所も可在之候
間、不手寄成村々へハ右之類、少々宛用意いたし
置候様ニ可被申付事
一人馬等之義、たとひ出入ニても指間不申様十村
相心得罷在候様ニ可被申渡事
一山駕籠四挺新川郡ニ指置、砺波郡、射水郡
へも相送り候様ニ可被申付事
一弟子中御領国ニ罷越候時分ハ、御領境迄
其組之支配ノ十村忒人、山廻忒人、所ノ肝煎
忒人、迎ニ出各方右之ものを以挨拶可被申入事
但御扶持人之義ハ御郡御奉行見計夫々御用

【6丁a】

ノ義可被申付候
一宿々肝煎ハ袴羽織ニ指出可被申候、肝煎ハ村
境迄、宿主ハ町場迄指出可被申、但宿主ハ上下
着用いたさせ可被申候
一山へ入候時分ハ、御郡御奉行手寄之宿ニ罷在候、
麓之村へハ十村ニも遺置可被申候事
一右弟子中越後國方八月月上旬ニ罷越管之
由ニ候間、来月ニ至候ハ越後へ新川之者ノ
内指遣、様子為承合可被申候事
右ノ通可被申談旨、御年寄衆御申渡候間、可被得
其意候諸事用意等ハ御郡御奉行可被

【6丁b】

申付之旅宿へ懸候義ハ、所々奉行申も右候通
可被相心得候、猶受難心得義候ハハ當場へ可被
相尋候以上
寅 六月廿七日

御算用場印
所々御奉行中

礪波郡

井波町 松嶋村 藤橋村 志観寺村 西院瀬見村
東西原村 小野村 池田村 西明村 北川村
坂本村 岩木村 西勝寺村 和泉村 松木村

【7丁a】

川合田村 定龍寺村 八幡村 法林寺村 道林寺村
松永村 松尾村 瀧ヶ谷村 沢川村 安楽寺村
道坪野村 峯坪野村 岩坪野村 六郎谷村
勝手原村 広谷村

射水郡

仏生寺村 蒲田村 神代村 太田村
城光寺村 矢田村 一ノ宮村 国分村

【7丁b】

新川郡

右峯村 吉城寺村 蛇田村 小見村
高原野 山崎村 内山村

諸国山々葉草為見分、丹羽正伯老弟子相廻候
義付、昨廿六日正伯老宅、沢田源太夫罷越、承
合趣書付并国々相廻候順之紙物入御覧候
処、此趣候間早速御国々可申遣旨被 仰出候
付、兩通共写進之候間、旅宿并案内者共
外葉草入申候筈、扶箱、山駕籠、駅馬人足等
用意被 仰付置、可然品ハ御僉議候可被仰渡

【8丁a】

置候、越中何之山々と申義、相知候得ハ其所々
迄用意いたし置、可然候品も可有之候得共、何之
山と申義相知不申由候間、其心得候其筈至
間不申様可被及御沙汰候
一相廻候山々之支配ノ役人、手近成所へ罷越有之
用事之品等申付可然義候哉又ハ此御用積
りなど被 仰付指添罷越諸事申付候可
然候哉、様々ノ様子聞番承合申候
一山深ク入其所夜を明候刻、仮小屋之義風
雨を凌キ申様可在之候、左候へハ其程々可有之候、
いかよふ可兼候哉、或仮小屋之具為持而罷

【8丁b】

越之役人等も可在之義候哉、此等之趣も脇々
承合申候間、追而可申進候、御馳走ヶ間鋪義ハ
無用との事候間、左様被相心得御用之義ハ
随分手塩不申様可被申付旨、被 仰出候間可有
其段心得候已上

五月廿七日

成瀬内蔵助

前田近江守様

中川式部

本多周防守様

津田玄蕃

煩

奥村伊豫守様

【9丁a】

横山監物様

奥村内記様

本多図書様

今枝民部様

前田修理様

昨日駒木根肥後守殿御廻状之趣付、今朝
丹羽正伯老宅罷越候処、正伯老被罷出并
弟子野呂元丈、本賀徳進、夏井松雲罷

【9丁b】

出候、正伯被申候ハ此度葉草為御用御国々
弟子四人共指遣申候、永井丈庵義ハ今日ハ
在合不申候、先達肥後守殿可被仰談候と存候
御領主様方御馳走ヶ間鋪義ハ簡罷成
筈御座候、弥以此義も猶更各申談候、御馳
走等在之大勢御役人方等被出候得ハ、夫々へ
御挨拶申義も滞懸御用指聞申候、右弟子共へ
御代官手代所分候而向寄々宅人宛指添申候、
御領主様方山案内之もの四人御出可被成て
見習之者ハ五人外手明之もの六七人御出
可被成候、見習之者ハ葉草見覚候得ハ御用之

【10丁a】

節ハ申遣候ため直候由、被申聞候付此間
肥後守様てハ見習之者一兩人と被得聞候得、
昨日被仰聞通候得ハ、五人指出可申由申入候處、
成程五人宛見習之もの御出可被成候、委細之義
肥後守殿御存無之故与存候此方御指指
申入候段も、可申達候御領国主様方一統此趣
申談候由、正伯老被申聞候

一御当地何日頃發出被成候事承合候処、未日限
相極不申候、今日之通脇々留守居方朝晩
拾三人宛程申談候、左候ハ二三日も懸申候先ハ

【10丁b】

来月上旬頃も可有御座候、弟子中申聞候
一越中罷罷越候ハ、越前方加州相通越中
へ被罷通候哉、又ハ飛騨方江被罷越候哉、越
後方被相通候哉之義、江戸方国々弟子中
罷通候書付先此通相究候、高田方越中
富山罷通可申候、加州山ハ私師匠稻若水
御家人御座候得ハ、加州辺之山よりハ葉
草出申付見分不仕候、白山ハ越前より
懸り、様子次第見分仕筈御座候由
一越中見分之山、何ノ山々候哉之事相尋

【11丁a】

候得_レ越中いつれノ山見分可仕候哉相知
 不申由
 一四人之弟子中一所_ニ被罷通候哉、但所々方頃日
 方相通候哉之事、先ハ四人一所_ニ相廻候得_レ所
_ニ方相分り申義も有之候_ニ付、案内者_ニ它人
_ニ志人宛之圖り申談候
 一四人之衆旅宿一所_ニて可有之哉事、成程四人
 一所旅宿仕候見分悪鋪所_ニても狭キ構
 無之候、上下拾三人_ニ罷越候上下共一所_ニ
 罷有候_ニ不苦候

【11丁b】

一山々被相廻候義候へハ、山駕籠ハ入用_ニも可有之
 哉事相尋候所、山々相廻候_ニ付山駕籠ハ入
 用_ニ無御座候、若病人之ためなど_ニ御支度
 罷成候ハ、各別之義_ニ御座候由
 一山奥_ニ葉草堀出申候節、葉草_ニより
 早速土_ニつけ目覆等仕事有之候、右之
 葉草等入申候籠、向寄々ノ御代官所方出申候、
 しかれ共、所_ニより右候所難取_ニ遣義も有之候
 間、鹿相成籠四つ五つ程宛被仰付、為持出
 被申様_ニ役人方へ可被仰談候、籠寸方ハ
 指渡式尺四方斗、深サ一尺四方_ニ手を付、

【12丁a】

長サは三尺余程、目覆ヲ作籠之内敷物も
 里うきう御座御用意可被成候、軽キ葉草ハ棒
 を通し両方_ニ結付かさねさせ申候、重キハ兩
 人仕丹ない申候、随分籠ハ軽_レ鹿相_ニ可被仰
 付候、右之籠_ニ指札入申候板之長サ_ニ尺斗
 幅三寸斗右之籠数本と可被仰付候
 一書状箱并唐油紙青繩、是又十斗も御拵
 可被出候、是以御代官所方出申候へ共程遠所_ニてハ、
 急成節ハ御用も指換候間、右兩様御支度可
 罷来候、但志_ニ通入状_ニて宜御座候
 一馱馬人足等は、右ノ外ハ入用_ニ無御座候、馱馬四五匹

【12丁b】

御座候得_レハ宜御座候、御領主様方為御馳走、
 寄馬人足等も多被仰付候_ニ入用_ニ無御座候間、
 左様_ニ御意得可被成候
 一山深八九里共入、本之旅宿へ難帰候時分ハ、野辺_ニ而
 一夜明シ申候間、右候節ハ竹籐之類を持參、軽ク
 小屋之躰_ニ仕候へハ宜御座候、前々_ニかよふ之義
 申談候へ共、結構御茶屋懸廻様_ニ小屋被仰付候、
 方少御座候ケ様之義_ニテハ無御座候_ニ、若奥山へ
 入難帰時分ハ、竹を立籐をは里候へハ宜御座候

今年ハ私參事不申候、弟子共迄遣申候此外
 ハ開合被出度義御座候ハハ、可被仰候毎罷出候
 間、御尋之品御書付、被成可被遣候御答認置可

【13丁a】

進候間、翌朝取_ニ可被遣方_ニ正伯老被申聞候
 一國々廻順書付為見被申候_ニ付、写上之書立之
 趣を以相尋候所_ニ相考候得ハ、大形ハ八月上旬頃
 越中へ可被罷越哉とも被存候由、正伯老被申聞候
 一御代官手代ハ追_ニ御代官衆方相究可被申談
 に存候由、是又正伯老被申聞候以上
 五月廿七日 沢田源太夫

【13丁b】

江戸方 上野
 前橋 沼田 三国辺
 越後
 長岡 村田 子つか関 柴田
 新潟 出雲崎
 佐渡 越後 松崎
 高田 越中富山 飛騨高山

【14丁a】

越前
 勝山 大野 福井 柳ヶ瀬
 美濃路より 飯田_ニ通り遠州へ出罷歸申候
 追加

一弟子中廻り候時分迄、御代官手代指副廻り申候付、
 諸事右手代_ニ相尋受指図申由_ニ候間、可有其
 心得候手代相添不申時分ハ、弟子中_ニ相尋可
 被申事
 一葉草見習之者、兼_ニ取極置候

【14丁b】

追加
 一弟子中廻り候時分迄、御代官手代指副廻り申候付、諸
 事右手代_ニ相尋受指図申由_ニ候間、可有其心得候手代相添
 不申時分ハ弟子中_ニ相尋可被申事
 一葉草見習之者、兼_ニ取極置候者之内故障有之
 時分のため、二三人もかけかへのもの申付可被置候、山_ニ
 入申時分ハ、弟子_ニ申談指加可被下事
 一葉草入申籠_ニ棒を通し荷申事付、右籠ノ手
 取を至極丈夫_ニ可取申付、直々其籠共江戸へ參申
 時分籠道中_ニ破損いたし、葉草損し候_ニ大切成
 義_ニ候條、能々念を入可被申付事

【15丁a】

一右籠荷申竹ノ棒籠ノ数程用意可被申付事
 一建繪荷板 一小板札 一白葎
 一ませ竹 一目籠 是ハ山_ニ葉草取当被入候ため、

十五六用意可得申付候

一藁 葉草包候ニ付用ひ申由ニ御用意可被申付候、藁其
所々無之も有之方兼取寄置可被申候
一御領分ノ内ニ堀出葉草、江戸へ指越時分宿繼
人足ニ越後市振迄被指遣、関所間屋迄為持届寄、
間屋庄屋等之内方葉草入申籠、何荷受取候由之
手形、取様ニ可被申付候且又富山方葉草指越御
領分ノ宿々等ニ受取候手形取可申与申候て

【15丁b】

内ノ義ハ不及認之儘ニ請取候由、文言ニ為調可被申候、
自然認しひらき内ニ改め渡し申首尾被見届請取、
有てい通りを文言ニ為調可被下候、夫方此方之者ニ市振
迄為持届、間屋等へ渡候時分、右之通為相心得可
被申候但道中才領等へ渡候時分、右之通為相心得可
被申候入可被下候ニ付、割場足輕六人新川郡へ前廣
方遣置可然旨御用番へ相達度々ニ可為其通候旨
御申聞候間、弟子中越後へ罷越候様子相応候、早々
可有案内候其案内次第足輕指遣可申事
一葉草持人足ハ、宿繼ニ才領ハ江戸迄直々罷越申義
可有之、此段御代官手代并弟子中ニ相尋才領、
忝人ニ付二人ニ指圖候并可相副候事

【16丁a】

一葉草持候人足表通し人足ニ指出候様ニ御代官手代等申義
可有之候条、兼岩瀬、小杉等ニ用意被申付、夫々指
圖不申様ニ可被相心得、右道中役銀等ハ左之銀子ノ内
右可相渡事
一右葉草請取渡候義、他圖ニ請取手形杯取申由無し、
其此方ニ可為令通候、越後与里様子被聞合尤手代等、
受指圖間違不申候様ニ為相心得可申候事
一弟子中御領分江罷越時分、又葉草見分相仕廻富山へ
罷越時分、兩度共ニ早々御年寄察候并御算用場ニ
可有案内は御届入申義可有候、但御領分山々は
不及心分、仕直々富山へ罷越も其節も早速可被越事
一附等之出^(出立)事、走^(走)ハ木賃与申義ニ候、先達申談候輕キ

【16丁b】

料理物指出共、代物ハ排次第受取候様ニ可被申付候、
但夫々代物之義、尋候て相応ニ申達若代物致
不足候、此方方とやかく申宿問賃可被申付事
一惣而如様之義有候共、此方方とやかく不申様ニ能々
可被申付候、尤道一里斗も端方各々足輕被相廻無、
別条通り候哉之義承届万一何角沙汰も有之、
早速泊りニ申付様ニ可被申渡候事
一右就御用不時入用之義致置成宿元ニ被申越
点々会不申義も可有之候条、小根銀貳貫目可相渡候
間、別紙案文之通切手可被指越候、右之銀子

新川御郡御奉行被請取、尤弟子中新川郡
内相通、礪波、射水ニ罷越候、同所御郡御奉行へ可候越

【17丁a】

候畢竟勘定之義ハ追ニ可申談事、
右ハ重ニ聞番承合申越候趣条委細可被得其意候、
此外之義ハ先達ニ覺書を以申達候通ニ可被相心得就、夫越
後国之内日野小左衛門殿御代官所福田与申所へ、右小左衛門
殿役所有之手代も罷有申由ニ候間、新川御郡御奉行方
足輕ノ内忝人、同所山廻水橋村勘左衛門被指副早速
福田役所小左衛門手代方へ、右御郡御奉行方紙面
相副、被指遣此覺書并先達ニ申達候覺書之
趣、委細承合罷越候様ニ被申渡、罷帰り次第許之様子
早速可被申越候以上
寅七月十八日 御算用場

【17丁b】

松田佐兵衛殿 齊藤市之丞殿 永原清右衛門殿 加藤九郎太郎殿
葉草見分之人之被罷越、自然急ニ入用之義
有之候得ハ、指圖申候条中勘を以銀子貳貫目
各連判之仮切手を以御請取、新川御郡御奉行手前
ニ被指置。新川郡見分相濟礪波、射水へ被罷
越候右銀子礪波、射水御郡御奉行へ相送り可下候
旨仮切手草案遣候条、此通御調當場へ可被指出候
奥書調遣可被申下候以上
七月十八日 御算用場

松田佐兵衛殿 齊藤市之丞殿 永原清右衛門殿 加藤九郎太郎殿

【18丁a】

覚
一貳貫目 新丁銀
右私共支配所新川郡、礪波郡、射水へ郡山々ニ從 公義
葉草見分之人之被罷越管ニ付、為入用銀仮切手
ヲ以請取申、御用相濟次第追^(追)本切手ニ相扱可被下候以上
一 七月
松田佐兵衛 齊藤市之丞
永原清右衛門 加藤九郎太郎
杉江平丞殿 山下四郎兵衛殿
急御用之義有之テハ、急達罷出可被申候、若不有合候ハハ
其旨急達可致案内立以上

【18丁b】

七月 松田 齊藤
善衛門
八右衛門
今般、御足輕土田佐太夫殿ニ付私分被相副越後国
葉草見分醫師中ノ義、委細聞合ニ与候所ニ、私
越後ノ国宗魚川迄罷越候所ニ先達ニ泊り町方聞承合
ニ被遣候、丸岡屋宗左衛門罷帰り申ニ付、罷越相尋可下候義

一々宗左衛門=相尋申所=相違之義、少々も無御座候=付、
罷帰申=付御記置と申上候以上
一 七月

太田本郷村
善右衛門

【19丁a】

松田佐兵衛殿
齐藤市之丞殿

薬草為御用私勤方書上ケ申覚
一八月廿日、薬草御見分之医師野呂元丈様、長井丈庵様、
越後路方新川郡へ御越被成候=付、越後御境目境川
橋、罷出御医師中川清丈方薬草御用指損不
申様=茂許仕御泊所泊り町迄罷越候、同廿一日方同廿
四日迄御逗留=付、私義は泊町迄罷有候
一 同廿五日、泊り町御立被為成三日市村御昼休所迄夫々裁許
仕御供候、往還道筋=前薬草被為掘候得共何と申薬

【19丁b】

草候哉不奉存候
一 同廿六日、岩崎寺村御昼休所方御泊所芦崎寺村迄、夫々裁
許仕御供仕道筋所々=前薬草為掘候
一 同廿七日、芦崎寺村方立山、御登=付夫々裁許仕同晩ハ鏡

石小屋=御兩人御泊り道筋右同断
一 同廿八日野呂元丈様鏡石方芦崎寺迄帰り、野呂元丈様一
長井丈庵様
室堂迄御登候、夫方地獄谷御廻=前桑谷之小屋へ御泊
道筋夫々右同断
一 同廿九日、桑ヶ谷小屋方芦崎寺迄帰り正明川橋へ立寄
十衛門坂迎令為杯迎=被參候、道筋右同断
一 九月貳日、芦崎寺御立岩崎寺通新庄西御通候

【20丁a】

富山へ御越付、私儀富山御領境川=罷越御暇与仕
罷帰候、
右之通相違無御座候、此外相罷通所見聞不仕候以上
享保七年九月四日
太田本郷村
善右衛門

松田佐兵衛殿
齐藤市之丞殿
一 富山迄罷越候者共、見習人并茶并当運役者兩人、
其外入用道具持人足四人、
十衛門 八衛門 宗三郎 勘左衛門 善右衛門¹⁾ 御境目²⁾申上候而罷帰
候
ノ

まとめにかえて

享保7年の越中での薬草見分と同様に、毎年各地の採薬場所でも、それに関わりを持った者が、それぞれの立場で書き残した多数の文書の存在が想像される。留帳の中の覚書や報告などの他、私的な日記などにも関連する内容の存在が予想される。

今後、それらを突き合わせることができれば、各地で行われた活動に共通することと地域性の強い特殊な事例とを整理し、薬草見分現場の実態や幕府による採薬使の意味づけが、より明確になるであろう。

小論で引用した「一卷留」は十村が、「通聞記」は案内役を務めた肝煎が、そして「本史料」は山案内才許の奥山廻りが書き記したものである。それぞれに携わった立場や役目、活動を見る視点にも違いがある。それぞれの立場からは個別に詳しい内容を知ることができるが、そこから全体像はなかなか見

えない。実態の全体をつかむことができたのは、幕府からの指図や最終的に郡役所を経て報告を集約できた算用場など、藩の上層部のみであったろう。そう考えると、採薬使派遣の事例は、派遣する幕府側と、それを受け入れる地方の2方向の視点から考察する必要があるだろう。

幕府の視点からは、享保の改革に連動した物産開発や産業政策の面、また幕府の地方支配の上での情報収集とその活用の面からも研究すべき事例であり、この後の諸国産物帳の作成にも同様のことが言える。また地方の視点からは、採薬使の行動への関心、藩による産業政策への影響を知る上での貴重な事例といえる。そしてこれらの背景には、物産開発を進め、調査の必要性が高まった時代の流れと、本草学が薬学や物産学の実学として発展する流れ、博物学的な展開へと分化していたことがあろう。

これらの研究には、各地のより具体的な事例の積み上げが基本となる。小論は、その中の一事例に限

った論考に過ぎない。更に広範囲にわたる事例について、ご教示をいただけたら幸いである。

謝 辞

兼子 心氏（富山市民俗民芸村）からは「本史料」についての貴重なご教示をいただき、原文書の閲覧と写真撮影に際しては富山市郷土博物館から、格別

のご配慮をいただきました。ここにお名前を挙げてお礼申し上げます。

註

- 1) 上野益三『年表日本博物学史』（八坂書房1989）による。享保5年5月に植村政勝が幕命により日光へ出かけたものを最初とし、享保20年まで、15年間に38回の派遣が記録される。派遣先は重複し、場所により派遣回数には差があるが、長期の場合、最終採葉予定地まで、途中で各地で採葉を行いながら向かうのが常道であった。但し、途中での採葉地の変更（増加）には柔軟に対応された。
- 2) 拙稿「享保7年立山・黒部奥山での幕府採葉使による薬草見分について」（『富山県立山博物館研究紀要』第6号1999）、「立山を訪れた幕府採葉使 享保7年、16年の薬草見分に関する『為覚通聞記』の記述から」（『富山県立山博物館 研究紀要』第7号2000）参照。
- 3) 富山市郷土博物館蔵 資料番号「記A12／6」（富山市郷土博物館史料集十三『浮田家文書目録』P136）
- 4) 『岐阜県史』史料編近世九に翻刻所収。
- 5) 富山県立図書館中島文庫蔵 分類番号「N12-14」
- 6) 享保7年の越中での薬草見分に加わり、三日市村から魚津町まで長井丈庵について案内人を務めた天神野新村兵三郎の私的な控え帳。個人蔵。前掲「立山を訪れた幕府採葉使 享保7年、16年の薬草見分に関する『為覚通聞記』の記述から」に享保7年、享保16年の薬草見分についての記述部分の翻刻がある。
- 7) 前掲「享保7年立山・黒部奥山での幕府採葉使による薬草見分について」参照。
- 8) 慶長六年から嘉永四年（1851）まで、251年間の佐渡奉行所の記録。19巻・22冊。小論での引用は『佐渡年代記』（佐渡郡教育会1935）の翻刻による。
- 9) 天正2年から明和7年までの福井藩の正史。小論での引用は『福井県郷土叢書7』（福井県郷土誌懇談会・福井県立図書館編
- 10) 『日本財政経済史料』（大蔵省編纂1923）第8巻所収
- 11) 大石学『享保改革の地域政策』（吉川弘文館 平成8）第四章第二節「薬草見分の実施」参照
- 12) 「通聞記」には、案内人から十村を務める天正寺村重右衛門宛に「八月廿五日ニ天神野新村兵右衛門罷出候処、何村之者と御尋ニ付、有体ニ申上候、此川何川と御尋ニ付布施川之旨申上候、此川上之高山ハ何山と御尋ニ付片貝谷山と申上候、魚津町端ニ而御奉行併知行御尋ニ付、岡田善衛門知行千二百石と申上候」と、報告している記述がある。
- 13) 前掲『日本財政経済史料』8巻188頁参照。「享保七年壬寅六月二日ノ駒木根肥後守様より、今昼時過可被参旨申、参上仕候処、今度丹羽正伯弟子四人、薬草見分被仰付諸国相廻候近江国御領分へも差廻り可申候」とあるが、この史料には、丹羽正伯私邸で指図を受けた日時の記事はない。

- 14) 出羽と越後国境に位置する鼠ヶ関村のことと見られるが、同村は庄内藩の支配地になる。この年の採薬使は出羽での採薬の予定はなく、またこの前の「村田」(現在は長岡市村田)と、後の柴田(現新発田市)との距離を考えると、行程上、実際に採薬が行われたかどうかは、今後の史料の発掘を待つ必要がある。
- 15) 前掲『佐渡年代記』によれば、採薬使は、7月11日に相川に到り、翌日銀山へ登っている。
- 16) 『岐阜県史』史料編近世九 所収 1049頁
- 17) 『岐阜県史』史料編近世九 所収 1051頁
- 18) 『岐阜県史』史料編近世九 所収 1050頁
- 19) 上田三平『日本薬園史の研究』(渡辺書店 昭和47) 49頁~50頁参照。
地方から江戸の薬園へ運ばれた薬種はある程度把握できる。享保7年に限ってみれば、「小石川薬園」では、採薬の責任者であった丹羽正伯から、出所は不知として「淫羊藿1株」「無名草7種」「江茫決明4本」が持ち込まれ、佐州から「当帰1株」「羅勒20株」の記録がある。
- 20) 金沢市立玉川図書館「加越能文庫蔵」請求番号16.76-14
- 21) 嘉藤潤一「加賀藩の薬草政策と立山」(富山県[立山博物館]平成20年度企画展図録『薬草と加賀藩 立山から百味筆筒への道をさぐる』参照)
- 22) 加賀黄連について「賀州佐州ニ出ル者ヲ上トス」とある。
- 23) 加賀黄連については「凡撰ニ黄連ニ以テ加賀所ニ産状若ニ連珠ニ若ニ鷹爪雞爪形ニ堅実色淡黄味極濃苦者ト為レ佳坊間称ニ加賀黄連ニ是也」とある。
- 24) 後に編まれた本草書にも、例えば『重訂本草綱目啓蒙』(1844) 卷之九には「黄連」の項目があり、各地で産出する黄連の質や形状について記されているが、「今薬舗ニ加賀黄連ト称スル者、多クハ越中ノ産ヲモ総ジテ云」「薬舗ニテ加賀産を上トス」といった評価がなされていた。
- 25) 金沢市立玉川図書館加越能文庫蔵『松雲公手澤遺書 下巻』に所収(請求記号16.1-7) 所載の絵形の前半部「享保七年ノ御医師様方薬草絵形ニ被仰付候写」にあるものが、採薬使によって見分けられたものだとすれば、これらの中に江戸へ運ばれた薬種がある可能性が高い。同書の5つ目には「淫羊藿」の絵形があるが、註19)に示したように、採薬使の派遣の責任者である丹羽正伯から同年に、出所不知としながらも、「淫羊藿1株」が小石川薬園に献上されている。詳細は不明だが、享保7年の薬草見分と関連する可能性を、示唆しておく。
- 26) 前掲「加賀藩の薬草政策と立山」45~49頁参照。
- 27) 嘉藤潤一「越中加賀藩領における薬草の採集と流通についての一考察—「完薬々方明細」巧能書」及び産物調査書・産物関係留書の記述から—」(『富山県立山博物館 研究紀要』第16号 2009)に詳細な論考がある。
- 28) 註14) 参照。
- 29) 薬草見習人を付け、それを立ちにする江戸中央と地方との本草学知識の交流は、恐らく採薬使派遣の主要な目的であったと思われるが、享保18年9月21日の幕府御触書で、これが廃止される。その理由を「所に寄心得違之儀有之候に付、自今見習と申義相止可被申候」(『日本財政経済史料』第八卷188頁)とする。採薬使の派遣自体はこの後も続くので、「心得違之儀」に現れた弊害が大きくなったためと取れる。
- 30) 富山県立図書館蔵「前田文書」請求番号「前-32」。小論での引用は高瀬保編『越中史料集成4』(桂書房1992)の翻刻による。
- 31) 「通関記」の記述では本賀、夏井、玉置の行程の中に「廿九日ニ立山婦の衆(※野呂、長井を指す一筆者)と一所ニ富山へ被廻候」とあり、2つの史料で日時の違いが見られる。「本史料」を書いた善右衛門は、岩嶽寺から富山迄の直接の案内人ではないので、ここでは後始末をつけ、その後、採薬使とは別の行動をとっての富山行きとも考えられる。
- 32) 『富山市史』通史 上 S17頁参照。

33) 有峯村(現 富山市大山地区有峰)、吉城寺村(現 黒部市山田新)、蛇田村(現 魚津市天神野・東尾崎)、小見村(現 富山市大山地区小見)、高原野(現 立山町高原)、山崎村(現 朝日町山崎)、内山村(現 黒部市宇奈月地区内山)。新川郡での薬草見分にかけた日数、行程を考えると、この7つの村だけではなく、その途中での薬草見分にもかなり時間を掛けて

いたことが考えられる。立山山中での広い範囲を採葉の対象としていたとすれば、射水郡や礪波郡の39ヶ村での見分を行うのにかかる時間を考えると、全体でどの程度の見分が行われたのか、また実際にすべての村で行われたのか疑問が残る。

34) 天正寺村十衛門、山室江口村八衛門、黒崎村宗三郎、西水橋勘左衛門、太田本郷村善右衛門。

いずれも十村や山廻、奥山廻など藩の役目を帯びている家である。「一卷留」によると、今回の薬草見分にあたっては西水橋勘左衛門、太田本郷村善右衛門は山案内人才許。天正寺村十衛門は医師中并御代官手代共ニ諸事押詰人。山室江口村八衛門は薬草見習人手明人。黒崎村宗三郎は薬草場所人足才許の役に就いている。